

平成八年七月十二日受領  
答弁第三三三号

内閣衆質一三六第三三三号

平成八年七月十二日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議員草川昭三君提出国民健康保険被保険者証における被保険者名の記載に関する質問に対し、別紙  
答弁書を送付する。

衆議院議員草川昭三君提出国民健康保険被保険者証における被保険者名の記載に関する質問に

対する答弁書

一について

御指摘の内容については、これまでの国会質疑、被保険者からの照会等により承知している。

二について

市町村が行う国民健康保険においては、被保険者の資格の取得及び喪失等に係る届出、保険料の納付等についてこれを世帯主の義務とするとともに、被保険者証の交付についても、当該世帯主がその世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができることとされているため、被保険者証の第一面に世帯主を記載することとしているが、御指摘のような世帯主が被保険者でない場合における被保険者証の様式については、市町村における保険者事務への影響等を考慮しつつ、今後検討してまいりたい。